

毎週火、金曜日発行(但休日には翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

監 査 公 告

目 次
◇監査公告 昭和二十八年年度鳥取土木出張所外八箇所
定期監査の結果公表

鳥取県監査公告第百十二号

地方自治法第百九十九条に基き、昭和二十八年年度にかか
る各土木出張所並びに東部港湾修築事務所、鳥取火災復
興事務所、境港務所、幡郷県管発電所の定期監査を執行
したので、その結果を次の通り公表する。

昭和二十九年十一月二日

鳥取県監査委員 木 南 貞 治
加 藤 定 治
角 田 健 太 郎

監 査 個 所 監 査 執 行 年 月 日

鳥取土木出張所	昭和二十九年六月十一、十二日
根雨 "	七月六、七日
米子 "	" "
倉吉 "	七月十九、二十日
那家 "	" "
東部港湾修築事務所	七月二十二、二十三日
鳥取火災復興事務所	六月二十二日
境港務所	" "
幡郷県管発電所	七月七日
監 査 概 評	" "

県下各土木出張所、港務所、県管発電所、港湾修築事務
所並びに鳥取火災復興事務所の事務、事業全般に亘り監
査したが特に各種工事の施工、道路、橋梁、河川、港湾
の維持管理状況を執行した結果今後留意改善すべき事項
を認めた。なお各所に共通する事項は概ね次の通りであ
る。

一 工事の施工については最近主務省その他中央関係機

関の検査、監査委員の監査及び本庁係員による中間検査指導が徹底するにつれて漸次改善されつつあるが、当局者において積極的に適正な率を期するよう努力すべきである。ことに各出張所年間における工事個所及び金額は逐年膨大なもので技術職員の担当個所が増大しているが、工事施工の時期が年度末期に集中しているため勢い現場監督が徹底し難い面があるので、主管課は工事日数等を勘案し早期起工決裁に努めるべきである。なお工事堅牢と適正を期するため検査規程を遵守せしめることは勿論技術指導について一層の留意が肝要である。

二 橋梁及び補修状況は逐年整備に努力されているが果下一円を廻つて見ると中には腐朽橋で危険と思われるものや或いは、重量制限表示しているもので交通禁止寸前もの等憂慮すべきものが尠くない。これらの腐朽橋に対する計画的しかも重点的対策を講ずることが肝要と認められた。

三 道路、橋梁の維持修繕費として本年度臨時道路補修

税を以つて(二千五百九十八万余円)單果事業を起し道路一五五個所(鳥取九、郡家四二、倉吉四八、米子四六、根雨一〇)橋梁一三一個所(鳥取一三、郡家二一、倉吉三二、米子二五、根雨三〇)の工事施行のほか砂利その他原材料を購入しているが、昭和二十九年以降における維持対策については果財政事情もあるが本年度程度の所要経費(果費)は確保し、維持管理するよう当局は考慮すべきものと認められた。

四 第一線機関の技術職員の質的、量的充実について対策が緊要である。本庁出先機関を通じて再配置等も考慮すべきであり、また大学高専等専門教育を受けた技術者の充足は緊要なるものと認められた。なお国家試験に合格した者が臨時職員中にあるが、人事委員会の試験のみ重視する現在の任用制度は再検討すべきものとかんがえるので、これら一定の学歴資格獲得者に対する特別措置を講じ逐時専門技術職員の質的向上をはかられた。

五 道路損傷負担金過年度滞納額の収納整理が各所とも

不十分であるが、道路修理協会との協定に基づくトラック現物提供も道路愛護に使用するとかまたは僅少なる道路補修費の範囲内で使用している程度であつて使用成果が遅々としていて、滞納整理は牛馬車等困難なものがあるようではあるが、大口分については極力収納整理に努力すべきものと認められた。

六 直営工事における帳簿書類は依然として形式的なものが多く考究を要する。会計年度その他特別な事情もあるようではあるが事実に基づき適正に処理すべきである。なお直営諸帳簿中会計上の公簿その他検査規程に基く帳簿等と重複し或いは類似するものがあり簡素化の余地があるので、当局は直営規則改正方考慮されたい。

七 各所共堤塘物揚場使用料として徴収する河川敷、堤防敷の確認処理が不十分である。殆んど戦時中の事務を引継ぎ処理しているが図面もなく継続申請もないものがあり無断使用も思察される現状にある。実地踏査の上占用台帳を整備し維持管理上不適当なものは除外

し適確なる処理を望む。

八 過年度調定の道路損傷負担金が各所共焦付となつて困惑しているが、整理方法につき当局も格段の対策援助が必要である。

九 河川産物の採取申請に対する検定検査を一層嚴格に実施されたい。即ち設計書による石材土砂採取量とこれが採取額と不一致のものが相当件数ある。入札の際技術者と連絡し事務処理に遺漏なきを期されたい。

鳥取土木出張所 昭和二十九年六月十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
木 南 貞 治
加 藤 定 治

監査概況

一 当所は五月職員の変動に伴い中堅技術職員が同時に更迭しているがこのため事業進捗を阻害し、機能を一時停頓させているように見えたので人事にあつては十分留意されたい。

二 河川改良工事の内二十七年より継続事業として河内川を改修しているが二十八年設計で未竣功部分である計画通り事業成果を期すべく一層努力を望む。

三 起工何進達その他工事設計書(金額入)の取扱について慎重を期すべきであるが、秘笈文書整理簿の整理が不十分である。入札前の設計書等の取扱については特に留意されたい。

四 手数料使用料及び過年度収入等相当額の未収金があり徴収には苦慮しているがなお一層の努力をなし未納金整理に配意を望む。

五 果工事及び特定補助工事で竣功遅延のものが相当件数あるが早期に完成せしむる様特に努力されたい。

六 民願処理の状況は次の通りであるが処理に一層留意されたい。すなわち道路一時占用許可において家屋移転、建築維持並びに交通上支障ありと復命されているにも拘らず副甲には支障なしとして進達し許可してある。また道路堀さくにおいて昭和二十七年十一月六日付申請書を十一月十二日受理し翌二十八年四月十日

に許可している。なお期間は二十七年十一月八日の一日間であるに對し復命書は十一月十五日協議書は昭和二十八年三月十七日提出となつており適切なる処理と認め難い。広告物関係において許可件数はわずか八件にすぎず取締の嚴重を期し、無許可のものは適正に処理方考究を望む。

民願処理

区別	受理件数	許可件数
生産物関係	四〇〇	三五六
河川占用関係	五〇	五三
建設業登録関係	一五二	一
道路占用関係	二五〇	一八六
堀さく関係	一	五七
広告物関係	一	八

七 市街地(都市計画区域内を含む。)における埋設物補修のための道路堀さくが頻繁であつて交通に著しく支障を来しているのでこれらの民願工事に対しては関

係各機関と十分連絡し計画的に施工せしめるよう許可に当つてもこの点留意すべきである。

根雨土木出張所 昭和二十九年七月六、七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
加 藤 定 治

監査概況

一 管内の橋梁数は三三五橋の中永久橋五〇橋、木橋二八五橋であつてこの木橋梁の中現在重量制限した危険橋梁は六九橋で二十八年中で、これらの内三〇橋二百万余円をもつて単果補修している状況であるが恒久的対策が必要である。

二 橋梁架換工事である郡界橋一千二百二十八万余円で着工したが仮橋架橋地の家屋移転補償問題で話がつかず本工事着工が著しく遅延し年度内完成の見込なく事業を翌年度繰越を余儀なくしていたが着工に際して慎重を期せられたい。

三 国道線米子―広島線道路改良工事(多里地区)陰陽

主要幹線道路として毎年継続施工し二十八年度は四百五十万円をもつて延長二四八米の改良に十二月着工していたが冬期間の施工のため、工事が遅延したため工事を翌年度繰越としている。また既工箇所が降雨のため二ヶ所崩壊していたが本工事は直管工事であるが一部、部分請負に附していたので施工中の崩壊箇所の措置について遺憾のないよう善処されたい。

四 工事出来高検査について次の点留意されたい。

- 1 郡界橋工事において出来高検査により工事金を支払つてはいるが出来高検査は一層嚴格にすること。
- 2 道路改良工事の内中石見地内の施工は不良である。なお部分的に未完成であり竣功検査に一層配意すること。

3 二十七年災害護岸復旧工事で中石見地区の施工に考究を要するものがある。即ち護岸復旧を実施後背後の山腹より灌溉排水流出し護岸に排水水管を布設しているが土砂で沈み護岸の裏が溜池となつてゐる。五 当所自動車は乗用車の外トラック、グレーダー、フ

ラッシャー等計六台も整備しているが運転手は僅か三名、事業遂行上支障を来しつつあるので善処されたい。六 会計経理は適正と認められた。事務の処理も概ね良好であるが左の点留意されたい。

- 1 道路損傷負担金で二十五年頃の調定が未収のままとなつていたので整理すること。
- 2 各種工事台帳の記帳整理を一層明確にしておくこと。
- 3 各種工事の監督設計に原材料検収記録を添付しておくこと。

米子土木出張所 昭和二十九年七月六、七日監査

監査委員 木 南 貞 治

角 田 健 太 郎

監 査 概 況

一 過年度より懸案となつている二級国道岡山松江線家屋移転問題は漸く交渉安結の運びになつたようではあるが監査当時未だ移転してないので鋭意進捗をはかるべきである。

るべきである。

二 右工事の完遂につき終点附近物件移転補償及び鉄道交叉に關しては前回監査にも指摘要望したが、円滑な遂行を期するよう一層努力されたい。

三 工事現地監査の結果緊急失業対策土木事業の施工は設計量を著しく下廻つてゐるものがあり、設計内と照合検討するも作業能率に考究すべきものがあるので、関係機関とも連絡協議し対策を講ずべきである。

四 用地買収、物件移転補償費等の交渉が安結せず、やむなく対価を供託支出しているものが相当件数あるが、支出事務処理等検討の余地があるので主管課と協議し善処されたい。

五 管内失業対策事業施行に当り一日平均道路河川各一〇〇名をもつて道路改良工事並びに路面補修及び砂利敷工事を県道米子西城線外七路線を施行しているが失業者供給状況を見るに労働能率を上げるに好都合な期間は一日本平均供給労働力を下廻り一面作業能率の低下する冬期間に労働力を増給しているが能率的見地から

しても考究すべき問題である。なお一方資材購入に當つても見張小屋建造資材の購入が比較的多量に入手された。年度後半に大半が購所契約を確定している実状からして事業進捗に即した購入をすべきである。

六 経理出納その他事務について次の点留意されたい。

- 1 堤塘物揚場使用料において日本バルブ工業株式会社の申請に基づく構内電話線架設のための堤防使用を昭和二十八年三月十三日許可しているが三月分百五十円を二十八年度収入として認めているが年度区分に留意すること。

- 2 道路占用料において米子市角盤町一丁目協同組合米子優良店会理事長小泉順三申請による広告ネオン看板を昭和二十九年一月二十九日許可(二、五八〇円)しながら一千三十二円の調定洩れがあつたが収入措置を講ずること。

3 皆生海岸防砂堤災害復旧工事において型枠借上期間中にはセメントが納入されていない。

4 二十八年度災害日野川筋左岸堤防災害復旧工事に

あたり現場監督員の発行するセメント使用傳票を資材出納簿と九俵の誤差があつたが考究すること。なお賃金においても二万三千円の誤差があつた。これは臨時職員を使用したもので賃金支払明細書に記入洩れであるので早期に整備すること。

5 河川調査で皆生海岸に平面測量コンクリート杭十五本及び断面測量コンクリート杭二十本を布設しているが既設杭の布設にたいしては設計に表示されず使用も明確でないので整備すること。

6 三十九号江淵橋橋梁架換工事賃金七万二千円は臨時道路手に支給しているがその支払は著るしく遅延しているので注意すること。

7 防水材料(演習用)費として十月二十三日一万七千三百二十二円令達を受けて十一月七日稟伺し、水防用空俵その他計一万七千三百二十二円購入しているが、演習は八月二十日である。明確を期すること。

8 トラック使用不能のものが水防倉庫前に何等手続もされず放置されているのは適当でない。

倉吉土木出張所 昭和二十九年七月十九、二十日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
 " 木 南 貞 治
 " 加 藤 定 治
 " 角 田 健 太 郎

一 倉吉―津山線道路改良工事(竹田地区)は請負に附し施工したのであるが、二十七年施工した工事が設計上爾後において国が承認しなかつたため果が設計変更したが、既に該工事は元設計通り施工しており二十七年施工者に二十八年施工分を含め随契施工せしめていたが設計粗漏のため他業者に不利益を生ぜしめてゐることは遺憾である。今後慎重を期されたい。

二 二十八年国道九号線(泊地区)道路改良工事に伴う用地買収及び補修費は二十八年予算措置を行い、二十九年より本工事に着手すべく設計していたが本年度事業である用地買収は地元との話合がつかず未解決のため翌年度に繰越し本工事と共に施工の予定であつたが早期解決し工事の促進を計るべきである。

三 加勢蛇川改良工事は前年に引継ぎ実施しており、本年度総工費一千万円をもつて築堤、護岸及び用水函渠等を施行しているが、昭和二十九年工設計画に当り用水路問題の地元折衝不調のため左岸側山側に取付することも考慮中のようであつたが、年次計画により巨額の経費を投じた折角の大事業につき、上流部まで延長し従来の県道をこれに兼用させることが財政効果の面から妥当と考へるので遺漏のないよう慎重に考究されたい。

四 直管工事予算整理簿は工事完了後記帳することなく常時明確にし、工事遂行を計画的ならしめるよう特に留意すべきである。

五 木地山倉吉線道路特別修繕工事は起工設計書杜撰のまま設計変更を前提とし竣工し出来形設計をもつて設計変更し手段をとつてゐるが適当でない。起工前及び施工中に変更すべき事態を生じた場合は速かに措置をなし、これに基き施工すべきである。

六 經理出納は適正と認めしたが次の事項は今後充分留意すべきである。

- 1 各使用料並びに河川産物その他過年度分道路損傷負担金等相当額が未収となつてゐるので急速收納するよう努力すること。
- 2 備品出納簿の記帳は現物の照合確認等注意し処理すること。
- 3 県道森―倉吉線砂利敷工事を一万七千四百三十六円で十一月八日着手、十一月十七日完成の隨意契約で施工せしめ十一月十六日完成し工事請負代金額請求書を提出しているが二十九年五月二十四日工事代金を支払つてゐる実情であつて支払遅延防止法に違反するので今後の支払に当りては充分考慮すること。
- 4 失業対策事業にして原材料(工事に關する諸資材)の購入時期に適當を欠く点が見受けられたが工事進捗に伴い購入受入をなし能率的施工をすること。
- 5 道路占用料調定に当り調定洩れがあつたが適當でない。速かに追加調定をなし收納に努力すること。

郡家土木出張所 昭和二十九年七月二十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
 " 木 南 貞 治
 " 角 田 健 太 郎

監査概況

一 過年度施工に係る直管工事に粗漏なものがあり水害に被害を受けていたが工事施工に当つては特に厳正を期すべきである。なお設計書通り実施困難なものについてはそれぞれ適切な措置をなし明確を期されたい。

二 直管工事において土師川局部改修工事(智頭町智頭)並びに大村道改良工事(大村鷹狩)は未完成にて監査時現在七十三万二千八百十八円県出納員が保管しているが部分請負業者より請書を徴し工事の確実なる推進を図るべきである。

三 管内道路橋梁の維持修繕に努力しているが最近交通量の増大に伴い道路橋梁の破損箇所が多く橋梁重量制限箇所一八四に及ぶ現状につき当局の配意が緊要と認められた。

- 四 道路橋梁等の緊急施工箇所が多く正規の手続未了となつてゐるので速かに予算令達を受け適正に処理すべきである。なお所長専行により緊急施工する場合にあつても、事前に主管当局と十分連絡し適確な事務手続をなすよう留意が肝要である。
- 五 直営帳簿の整備につき一層留意し、ことに現場における材料要求、交付、受払等については特に明確を期されたい。
- 六 小型自動車故障のため六月九日鳥取トヨタに修理のため保管方依頼し現在に至つてゐるが、修理費折衝の結果考慮中のようなのであるが老朽車であり慎重に考究されたい。なお三論車(鳥六―四四九〇一号)倉庫の一隅に放置してゐるが適格なる処理を望む。
- 七 二十八年六月実施した交通量情勢調査につき翌年三月に経費全額令達されてゐるが时期的経費であり配当に留意されたい。
- 八 経理その他事務の処理状況は概ね良好であるが次の点注意されたい。

- 1 特定補助工事に對する土木設計監督手数料の調定が一率に三月二十八日附となつてゐる。道路継続占用の調定期が二十九年一月頃となつてゐる等実施都度実状に即し調定收納すること。
 - 2 建設業者登録事務で登録通知書不明のため台帳登記が洩れてゐた。調査の上整備しておくこと。
 - 3 二十七年調定の道路損傷負担金が未収入繰越となつてゐる。早急整理をすること。
 - 4 堤塘物揚場道路、占用広告物等期限の経過したものは継続申請を提出せしめ台帳整理をすること。
 - 5 乗用自動車を昭和二十九年三月二十九日購入してゐるが果有財産台帳に登記し其の管理を適確にしておくこと。
- 東部港湾修築事務所 昭和二十九年六月二十一日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 木 南 貞 治
- 監査概況

- 一 当所の鳥取県東部一円に亘る港湾の諸工事を施行してあり網代港に重点を置き円滑なる工事の遂行を期してゐるものと認めた。特に二十八年度工事の施工時期が概ね適期に行われたが工事そのものが順調に進捗したことは結構である。
- 二 網代港は農林省第三種漁港の指定を受けながら年々浚渫、防波堤復旧等港湾維持に汲々としており漂砂、飛砂、流砂等修築計画のための基礎資料は調査費の僅少もあるが遅々としてゐる。また田後港は運輸省の避難港となつてゐるので施設整備については特に留意されたい。
- 三 工事用県有船の年間損傷が甚しく維持修繕に努力しているが中には評価額の低いもので新造経費の半額以上修繕費に費消してゐるものがあるので修繕費の効率的執行について一層留意されたい。
- 四 二十七年より継続で内港に物揚場を築造完成してゐるが使用料の徴収がない。手数料条例の適用方検討を望む。

- 五 経理その他一般事務の取扱は概ね適当と認めたが財産の登記並びに維持管理に留意されたい。
- 鳥取火災復興事務所 昭和二十九年六月二十二日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 " 木 南 貞 治
 " 加 藤 定 治
 " 角 田 健 太 郎
- 監査概況
- 一 昭和二十七年より三ヶ年事業として着手した火災復興都市計画事業は昨年度の換地予定指定事業に引続き本年度は街路、水路、家屋移転等の工事に重点を置き実施したが一部国の財政事情により事業を翌年度に繰延べしたもののほか、予定通り進捗してゐるものと認めた。
 - 二 本事業の当初全体計画とその後の事業実績によると事業の推進に伴つて街路、河川、水路等の実施延長が増加してきたものと本建築に伴つて火災直後、仮建築

した構造物件に対する移転補償費(バラツク約一、八〇〇戸分)が見られていなかつたこと等によつて既定事業費をもつては到底本事業の完成は期し難く更に事業費八十余万円が不足するようである。これらについては中央に対し強力に接衝し事業の推進を図らねばならぬ。

三 区劃整理事務として既施工地区に対する確定測定を実施中であつたがこれらの土地評価、換地処分精算事務、町名地番の整理等の区劃整理事務が遅延しているので一層努力し事務の促進に留意されたい。

四 復興事業によつて新設された街路の維持修繕費は法的道路として未だ認定されていないので、これが維持管理について困つていたので管内土木出張所等と連れし、保全を期すると共にこれらの予算的措置について考慮が必要である。

五 工事施工に当り次の点善処されたい。

- 1 幹線1-2-3号線その四は民家の移転話合がつかず監査当時施工の段階に到つていなかつた。
- 2 水路三号その一工事は潰地問題未解決の儘放置し

ていたが早期に解決すること。

六 経理出納その他の事務処理は概ね適正と認められた。

境港務所 昭和二十九年七月九日監査
 監査委員 木 南 貞 治
 角 田 健 太 郎

監査概況

一 当所の港湾諸施設々備の維持管理事務は概ね適正に処理しているものと認められたが個々の内容を見ると未だ多くの改善すべき点、或いは注意を要する事項が少なくないのでこれらの点について今後一層努力されたい。

1 港湾施設の使用料は使用許可の際直ちに収納すること。

2 夜間給水は宿直勤務者(一名)が行つてゐるがその間における庁舎の管理は万全を期し難くまた非常事態に対処するためにも宿直者以外の専任者を勤務させることが肝要と思われるので考究すること。

3 給水量測定メーターが破損してゐるので速かに修

理すること。

- 4 船舶給水は現在そのつど、水源地と連絡して行つてゐるが現地に貯水槽を設けてこれに自動的に送水するよう施設方考慮すること。
- 5 果財産台帳に登録洩れのものがある。また大阪鉄道局長え使用許可してゐるものうち四号上屋の果有地と鉄道用地との境界が不明確であるので明確にしておくこと。
- 6 港湾統計調査費、報償費をしてゐるが特殊経費は事由を明記すること。

幡郷県管発電所 昭和二十九年七月七日監査
 監査委員 加 藤 定 治

監査概況

一 当所は昨年三月操業開始してから比較的順調に運転を続け本年度発電目標一五、九一五キロワット時に対しその実績は一六、九九三、七百キロワットに達し初年次における事業の運営状況は好調と認められた。

二 売電量に対する電力料金の決定は昨年七月通産省の認可を経て決定し、二十八年実績送電々力量は前記の通り一六、九九三、七〇〇キロワットでこの中には当所及び売電先(中電)の停電々力量を加減してゐるので(契約書による)實際料金計算の対象となつてゐる電力量は差引一六、六二〇、一二〇キロワットであつてその内訳は次の通りである。

	キロワット	料 金
常時	一〇,三九六.六〇	三,三九三.七六
特殊	六,二二三.四〇	六,九三〇.四八
計	一六,六二〇.一〇	一〇,三二四.二四

三 経理出納事務はすべて本庁主管課が担当してありその処理状況は何れも適正と認められた。